

福島県再生可能エネルギー推進ビジョン（改訂版）に関する  
意見及び当該意見に対する県の考え方

福島県エネルギー課

## 1 うつくしま県民意見公募（パブリック・コメント）の結果

- (1) 縦覧及び意見募集期間 平成24年3月6日～3月23日（18日間）  
(2) 意見及び当該意見に対する県の考え方 別紙のとおり（誤字脱字の訂正等に関する意見は除く）

### 別紙の「対応」の区分

意見への対応	内 容
修正するもの	意見を踏まえて当ビジョンを修正するものです。
趣旨を取り入れているもの	意見の趣旨が既に当ビジョンに記述されているか、又は意見の趣旨に沿った施策を推進していること等から、特に修正をしなかったものです。
趣旨の一部を取り入れているもの	意見の趣旨の一部が当ビジョンに記述されているか、意見の趣旨と施策の方向に矛盾がないこと等から、特に修正をしなかったものです。
意見を参考にするもの	意見の趣旨からして、そのまま当ビジョンに記述することが困難であり、今後の施策の展開にあたって参考とさせていただくこと等として、特に修正しなかったものです。
ビジョンへの反映が困難なもの	意見の趣旨が個別の事業や施策の具体的な取組みに関するものであること等から、再生可能エネルギーに関する指針を定める当ビジョンに記述することが困難なものです。

## 「福島県再生可能エネルギー推進ビジョン（改訂版）」（案）に対する県民意見と県の考え方

番号	頁	意 見	県の考え方	備 考
1		<p>「再生可能エネルギーの飛躍的な推進による新たな社会づくり」と背景にあるように、次世代を見据えた安心安全な県民の暮らしをサポートするビジョンを要望する。特に、子ども達の将来の安心安全の為に、県の施策が為されるように、安易な経済指標に流される事なく、戦略的かつ哲学的思考で為されるビジョンに期待する。</p> <p>例えば、現状の電気は交流で各家庭等に届いている。しかし、再生可能エネルギーなどは直流であるからここで交流への変換ロスが生じる。洋上風力発電海底ケーブルでは直流で送るようだが交流に変換ロスが生じるはずだ。直流をそのまま使えるようなシステムには出来ないか？阿南紀北直流幹線が平成12年からあるように……。つまり、特区を導入した再生可能プラス新エネルギー次世代モデルとして、ミニスマートコミュニティとして独自の双方向的直流送電網を造り上げるなど地域同士で助け合えるシステムがあれば良いと思う。戦前は電力会社が600社くらいあったように多種多様な再生可能エネルギープラス新エネルギーの推進ビジョンによる雇用創出を目指して欲しい。</p>	御意見を参考にします。	
2		<p>このビジョンには想定外のリスクが生じた場合の対策案が欠如している。例えば、英国では昨年、環境・食糧・地方開発省がインフラ整備報告書に新しい視点を導入した。それが「Climate Resilient Infrastructure」（気候変動に柔軟性あるインフラ整備）である。英国では、今年から5年かけて2000億ポンド（約26兆円）のインフラ整備への投資が予定され、100年持つインフラ整備への取り組みとして、地球規模気候変動への様々なリスクを想定し勘案したプランを策定している。つまり、再生可能エネルギー導入の最大限の理由は、気象変動による海流変化ならびに火山噴火がもたらす欧米寒冷化に備えてであるが、欧米や日本等はエネルギー資本を輸入に頼っているから寒冷化による消費拡大による石油やガスなどの燃料高騰は死活問題になる。そこで産業構造を化石燃料から再生可能エネルギーに変えてきた訳です。だから欧米では電力の発送配電分離が進み投資対象にもなってきた。日本は遅れていた。そこへ東日本大震災が起きた。レベル7の原発事故により福島県は歴史的脱原発の道を選んだ。この非常に意義深い世界に先駆けた決断をした福島県再生可能エネルギー推進ビジョンなのだから、今後の発展の為に再生可能エネルギー推進国際会議を福島県で開催するとビジョンには明記し、国際協調を呼び掛けるビジョン内容にして欲しい。</p>	御意見を参考にします。	

3		国内で1%のモーターの高効率化（省エネ化）が図られるだけで、100万キロワット級原発一基分が不要に出来ると言う。さらにインバーターの高効率化を図れば再生可能エネルギー推進に対応出来る。仮称『オール・フクシマ産学官民モーター・インバーター高効率化技術研究会』を立ち上げては如何か。	御意見を参考にします。	
4		資源エネルギー庁（2000年度）の概算では、国内の電線における送電ロスが年間およそ458.07億KWhの損失になるそうで、100万KW級原発6基分の発電量に相当するそうです。さらに、高電圧送電線から生じる超低周波リスクや、自然景観も考慮すると再生可能エネルギー推進ビジョンには、脱原発だけでなく「脱電線」といった思考も必要だろう。例えば、携帯電話端末機の普及により固定電話機の契約数が自然減したように時代のニーズに合わせた施策が大切だ。これからは再生可能エネルギーを個人などがどんどん取り入れて家庭発電所になる時代であり、送電線ロスも急減速させる体制づくりが大切だ。そこに雇用促進のヒントがあると思う。	御意見を参考にします。	
5		県庁所在地である今の福島市は法律で定められている放射線管理区域ですがご存知ですか。福島県は東北電力や東京電力の株主なのに何故、株主提案権を行使してもっと県民の安心安全を主張しないのか。私は遺憾に思う。再生可能エネルギー推進ビジョンには、ヒートポンプやスターリングエンジンも含まれるべきだ。実用化されているでしょう。また燃料電池もナノ・テクノロジーの進歩により格段に進化している。新たな知見を追加しないと時代の流れに遅れる。そもそも米国大使館ホームページに掲載されている日本国への毎年の要望事項には、再生可能エネルギーの推進とあるから、日本政府ももっと福島県にてこ入れしてくれても良い訳ですね。さらに、経済情勢を鑑みて考慮すべきは、インフラ基調になって、例えば、太陽光発電パネル等が値上がりした場合に福島県助成金を物価スライド制度創設して県民負担を軽減するとかお願いしたい。国へも要望すべきだろう。米国大使館ホームページでアメリカも推進してるからと強調し。とにかく、放射線管理区域にいる福島市民の憤りを日本政府や電力組織にぶつけたい私の思いを述べた。	御意見を参考にします。	
6		福島県の再生可能エネルギー推進にあたり肝要なのは人材育成をどうするかである。そこで、全般的な再生可能エネルギー推進に関する基礎知識と建設施工に関する技術知識と会計知識と安全管理知識といった総合的知見を持った人材育成を図り、社会に貢献する趣旨の「仮称・再生可能エネルギー士」といった国家資格創設を日本政府に福島県は提案すべきだろう。例えば、資格取得による雇用促進。誰でも受験可能。電力会社には一定数の資格取得社員保持を義務付ける等々、日本再生・福島復興にかけての新たな新基軸を創らなくてはならないだろう。つまり、再生可能エネルギー推進ビジョンとは、単なる自然環境回復だけではなく人類と科学の真の共存共栄であり、文明破滅回避の論理でなくてはならない。	御意見を参考にします。	
7	26	表-2.2にて、水力発電の賦存量、可採量が地熱発電の半分程度であるが、全河川、農業用水路も含めた数値なのか？	趣旨を取り入れています。	賦存量・可採量の内訳は、資料4に記載しています。

8	35・45	<p>表-3. 1 導入目標にて、小水力発電の倍率が1.5倍とあり、太陽光発電の25.7倍、風力発電の35.8倍に比較して著しく低い。45頁(2)に記載が有るように、太陽光発電、風力発電は出力が不安定なため、系統との連携が必須となる。現在は、規模(総量)が小さいため、問題にならないが、今後、発電量が増えた場合、系統に与える影響が問題となる。従って、単に太陽光発電、風力発電設備を増やしても、そのまま有効電力には至らない。近年、この問題解決策の一つとして、蓄電池利用が取り上げられている。昼間太陽光発電で得た電力を蓄電池に貯め、夜間使用することで系統への影響を無くすものである。一方、水力は太陽光や風力に対して、エネルギーの時間変動が少なく、極めて安定したエネルギー源であり、系統に与える影響も少ない。特に、農業用水路は治水管理がなされ小水力発電に適している。また、本ビジョンに記載があるように、太陽光、水力と組み合わせる揚水発電とれば、上記の系統連係の問題も解消可能となる。以上のことから、小水力発電の導入をより積極的、速やかに進めるべきと思う</p>	<p>趣旨を取り入れています。 →1.3.4 (18ページ)</p>	<p>小水力発電の導入状況は、1.3.4 (18ページ)に記載しています。</p>
9		<p>1) 福島県は2011年(平成23年)12月28日に策定した福島県復興計画(第一次)において、「国及び原子力発電事業者に対し、県内の原子力発電所についてはすべて廃炉とすることを求める。」としているのであるから、再生可能エネルギーの導入目標を論じる前提として、今後、福島県内のエネルギー供給につき、原子力発電によるものは一切想定しないことを明記すべきである。</p>	<p>趣旨を取り入れています。</p>	<p>再生可能エネルギーの導入目標を設定するに当たって原子力発電は想定していません。</p>
10		<p>2) 導入目標について、一次エネルギーに占める再生可能エネルギーの割合を、2020年度で40.2%、2030年度で63.7%とし、更に「2040年頃を目途に、福島県のエネルギー需要の100%以上に相当する量のエネルギーを再生可能エネルギーで生み出す県を目指します。」としている(以上の目標値は大規模水力を含んだものである)。</p> <p>しかし、2011年(平成23年)5月9日、環境エネルギー政策研究所は「東北・自然エネルギー100%プラン」を提言し、2020年の時点で東北地区の電力需要量に対する自然エネルギーによる電力供給量(しかも、大規模水力を含まないもの)を100%以上とすることを数値目標とすることを提言しているところである。</p> <p>国のエネルギー政策をリードする「再生可能エネルギーの先駆けの地」を目指す福島県としては(33ページ)、より迅速に再生可能エネルギーの割合を拡大していく導入目標を検討すべきである。</p>	<p>趣旨を取り入れています。</p>	<p>2040年頃の目標は、電力需要ではなく県内のエネルギー需要の100%以上に相当する量のエネルギーを再生可能エネルギーで生み出すというものです。</p>

11	<p>3) 導入目標の進捗管理について、ビジョン案では再生可能エネルギー導入推進連絡協議会に委ねるものとしているようである(39ページ「③ 再生可能エネルギー導入推進連絡会の継続」)。</p> <p>しかし、福島県において、導入目標の実現に全力で取り組むために、具体的な導入目標とその推進状況の調査公表をすることにつき、法規範たる条例で定めることも検討されるべきである。</p> <p>なお、地方自治体の中には、法令に基づかずに自主的に定める「ビジョン」にとどめず、自然エネルギー利用を促進するための条例を制定しているものがある。例えば、宮城県自然エネルギー等・省エネルギー促進条例では、知事が自然エネルギー等の導入促進及び省エネルギーの促進に関する基本的な計画を定め、3年ごとに、基本計画の推進の状況について調査を行い、その結果を公表することを定めている(同条例第9条第1項、第6項)。</p>	御意見を参考にします。	
12	<p>1) 「3 導入を促す各種支援策の実施」として、「再生可能エネルギー事業可能性詳細調査に対する支援(40ページ(1)②)」や「住宅太陽光発電設備設置補助金(42ページ(2)①)」等、補助金制度について言及されているが、補助金の制度を設ける際には、申請の手続の簡素化、年度内に限定されない助成制度、受付を通年により行うこと等、利用しやすい制度にするという観点が必要である。</p>	趣旨を取り入れています。	法規制等の緩和や事務手続の簡素化に向けた取組は、4.2.1の4(46ページ)に記載しています。
13	<p>2) 導入推進施策に挙げられていない点として、例えば東京都では、延床面積1万㎡(2010年(平成22年)10月1日より5000㎡)を超える、新築・増築について、自然エネルギーの利用等環境配慮の取組を示した届出を計画時・完了時に提出することを義務づける制度(建築物環境計画書制度)を採用している。</p> <p>このような制度については、これまで福島県内においてはそこまでの社会環境にないとして導入の検討がなされてこなかった(2006年(平成18年)9月8日福島県新エネルギー導入推進連絡会「提言書 福島県の新エネルギー関連の新たな施策について」参照)。しかし、自然エネルギー利用の飛躍的な拡大を実現するためには、このような施策についても福島県内における導入の是非があらためて検討される必要がある。</p>	御意見を参考にします。	